

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 9 月 23 日（金）第3249号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退（介護福祉課取扱い） 1
○漁船保険付保義務発生（水産振興課取扱い） 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 1
- 公 告
- 平成28年度准看護師試験公告（保健医療福祉課取扱い） 2
- 公 安 委 員 会 公 告
- 機械警備業務管理者講習実施公告（生活安全企画課取扱い） 2

告 示

鹿児島県告示第890号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

平成28年 9 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

施 設		指定介護療養型医療施設の開設者			辞 退 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
松下病院	霧島市隼人町真孝998番地	医療法人仁心会	霧島市福山町福山771番地	吉牟田 直	平成28年 9月30日	介護療養施設サービス

鹿児島県告示第891号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、高山加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成28年 9 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

大隅地域振興局告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年 9 月 23 日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労支援事業所 ティンカー・ベル	垂水市終原114番地	社会福祉法人岳風会	鹿屋市吾平町上 名字笹ヶ尾原 6162番地2	松下 隆治	平成28年 9月1日	就労移行 支援
中央リラクゼーション	鹿屋市王子町 3911番地1	株式会社Chosin	鹿屋市王子町 3911番地1	長 真志	平成28年 9月1日	就労継続 支援B型

公 告

平成28年度准看護師試験公告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成28年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成28年9月23日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 試験の日時
平成29年2月17日（金）午後1時30分から午後4時まで
- 2 試験の実施場所
 - (1) 鹿児島会場
 - ア 鹿児島県庁（鹿児島市鴨池新町10番1号）
 - イ ホテルウェルビューかごしま（鹿児島市与次郎二丁目4番25号）
 - ウ 鹿児島県看護研修会館（鹿児島市鴨池新町21番5号）
 - (2) 大島会場
鹿児島県大島支庁（奄美市名瀬永田町17番3号）
- 3 受験願書等の受付期間
平成29年1月4日（水）から同月12日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、郵送の場合は、平成29年1月12日の消印のあるものまで受け付ける。
- 4 受験願書の用紙の請求及び試験についての照会先
鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2736

公安委員会公告

機械警備業務管理者講習実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成28年9月23日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

- 1 講習の実施期間
平成28年11月8日（火）から同月10日（木）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
- 2 講習の実施場所
鹿児島県住宅供給公社ビル3階小会議室（鹿児島市新屋敷町16番）
- 3 受講定員
10人（原則として、受付先着順とする。）
- 4 受講申込みの受付等

- (1) 受付期間及び時間帯
 - ア 期間
平成28年10月3日（月）から同月7日（金）まで（県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 受付場所
 - ア 県内に居住する者等
受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - イ 県外に居住する者
県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - (3) 提出書類
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第4条に規定する別記様式第1号の機械警備業務管理者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル以内、横の長さ3.6センチメートル以内）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通
 - (4) 申込方法
受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。
 - (5) 講習手数料
38,000円（38,000円分の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。）
なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
- 5 その他
- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
 - (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。
 - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 6 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
- (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
 - (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490